

免許番号 共第73号

漁場の位置 姫路市家島町松島及び桂島地先

漁場の区域 次の点のうちア、イ、ウ、エ、オ、カ及びアを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域

点の位置

A 姫路市家島町桂島北端

(北緯34度36.76分、東経134度28.33分)

B 姫路市家島町松島ヒラレの鼻

(北緯34度35.94分、東経134度29.13分)

C 姫路市家島町松島トビの鼻

(北緯34度35.64分、東経134度28.93分)

D 姫路市家島町三ツ頭島南端

(北緯34度35.65分、東経134度27.67分)

E 姫路市家島町小ツツラ島北の鼻

(北緯34度36.41分、東経134度28.04分)

ア Aから16度550メートルの点

(北緯34度37.04分、東経134度28.43分)

イ Bから76度1,000メートルの点

(北緯34度36.07分、東経134度29.77分)

ウ Cから181度1,350メートルの点

(北緯34度34.91分、東経134度28.91分)

エ Dから195度550メートルの点

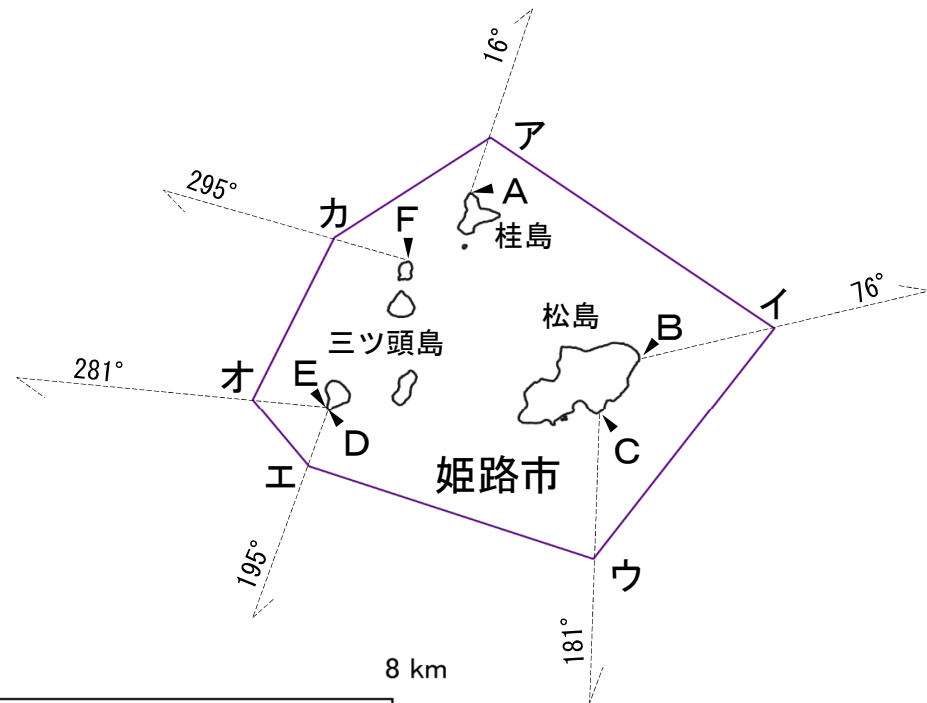
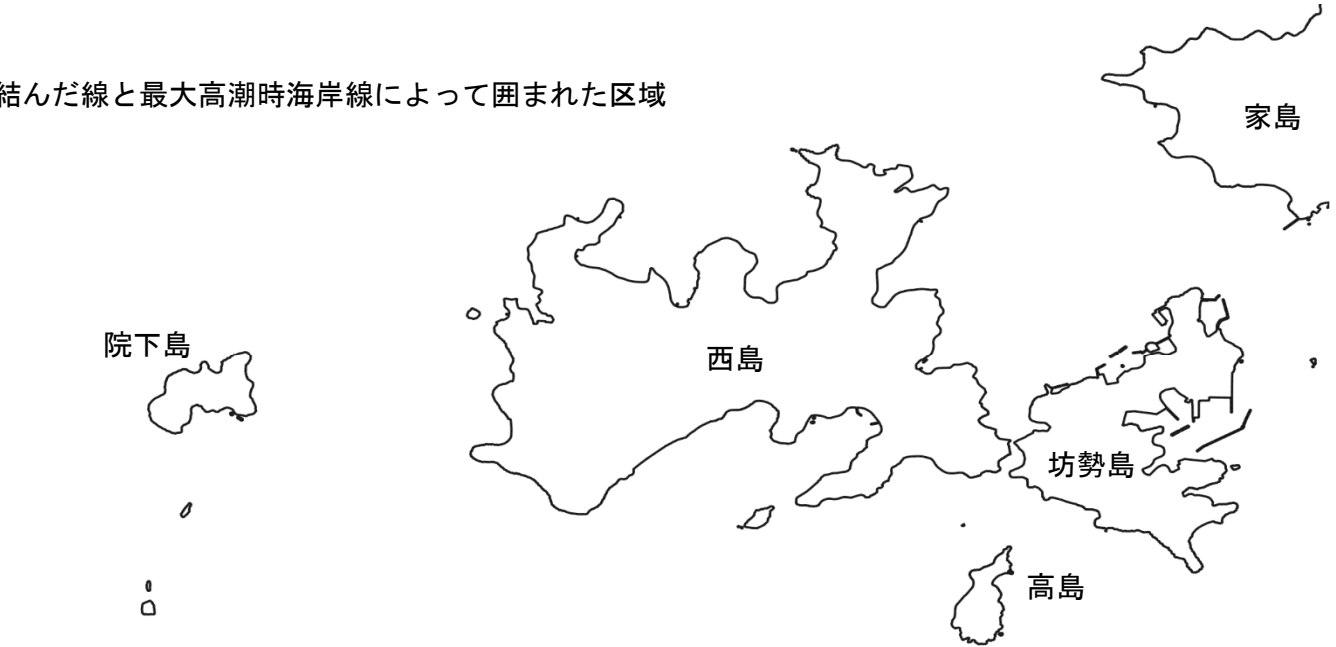
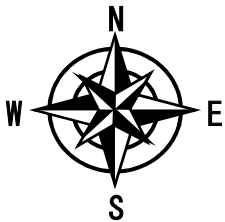
(北緯34度35.37分、東経134度27.58分)

オ Dから281度550メートルの点

(北緯34度35.71分、東経134度27.32分)

カ Eから295度550メートルの点

(北緯34度36.54分、東経134度27.72分)



令和5年9月1日 免許  
共第73号

表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間		令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日まで		1	うに漁業		1月1日から12月31日まで		潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。
	1	ひじき漁業		11月1日から6月30日まで		1	なまこ漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	いぎす漁業		4月1日から11月30日まで		1	たこ漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日まで		1	かめので漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	かき漁業		1月1日から12月31日まで		1	ほんだわら漁業		1月1日から5月31日まで		
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日まで		1	もずく漁業		1月1日から8月31日まで		
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日まで		2	ます網漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日まで		2	雑魚かご網漁業		1月1日から12月31日まで		
	1	あかがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	はまぐり漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	おおのがい漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	うちむらさき漁業		1月1日から12月31日まで							
	1	いがい漁業		1月1日から12月31日まで							
1	いせえび漁業		1月1日から12月31日まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第73号		摘 要			

免許番号		共第73号		摘要			
共有漁業権事項							
順位 番号	持分	事 項	順位 番号	持分	事 項	備 考	
	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合  姫路市家島町坊勢697番地 坊勢漁業協同組合					

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	姫路市家島町宮110番地の1 家島漁業協同組合 他1組合 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		